

## 審 査 基 準

平成25年7月25日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第8条第2項
処 分 の 概 要： 通行許可
原 権 者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等）
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 5日
申 請 先： 警察署交通課又は高速道路交通警察隊
問 合 せ 先： 警察本部交通規制課（電話022-221-7171） 警察署交通課又は高速道路交通警察隊（電話022-226-0582）
備 考：

## 別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
- 2 身体の障害のあるものを車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)の全てを満たす場合。
  - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならない、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となっていること。
  - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取り得ない状況にあること
  - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通安全と円滑を著しく阻害しないこと。
- 3 1、2のほか、「宮城県道路交通規則（昭和35年宮城県公安委員会規則第8号）第6条に掲げる」事情があるため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
  - ※ 規則第6条第1項第1号に規定されている  
「日常生活に欠かすことのできない物品等」とは、新聞、牛乳、プロパン等日常生活の必需品で、地域住民の日常生活に大きな支障を及ぼすおそれのあるものをいう。
  - ※ 同条同項第2号に規定されている  
「社会の慣習」とは、冠婚葬祭等社会生活において慣習として広く認められているものをいう。
  - ※ 同条同項第3号に規定されている  
「当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの」とは、当該規制道路の区間内又は当該規制道路を通行しなければ他に交通の方法がない場合において土木建築に関する工事等の業務を行うため、やむを得ない理由があるものをいう。
  - ※ 同条同項第4号に規定されている  
「公益上」とは、公共性、公益性、必要性の高いことが社会通念に認知されているものをいう。
  - ※ 同条同項第4号に規定されている  
「業務上」とは、学校給食の運搬車両、貨物運送業者及び百貨店の配達業務等の通行許可申請内容となる業務を通行禁止区域内で実施する必要がある場合をいう。
  - ※ 同条第4項に規定されている  
「その他の事情」とは、歩行困難な通院患者が使用する車両のほか、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段を取ることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合をいう。